

報告第6号

臨時代理につき承認を求めることについて

(生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則の
制定について)

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則の制定について、教育委員会を招集するいとまがなかったため、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第5条第2項の規定により、令和3年3月30日に、次のとおり臨時に代理したので、これを報告し、承認を求める。

令和3年4月1日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則（昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「、財政課長及び総務部専門官（所管専門官に限る。）」を「及び財政課長」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。